

## 鹿屋体育大学学生表彰規則

改正 [平成 2 年 1 2 月 1 9 日]  
規則 第 5 号  
平成 1 6 年 4 月 1 日  
規則 第 3 6 号  
平成 2 1 年 2 月 1 9 日  
規則 第 2 号  
平成 2 4 年 6 月 4 日  
規則 第 1 1 号  
平成 2 7 年 2 月 2 0 日  
規則 第 5 号  
平成 3 1 年 4 月 1 9 日  
規則 第 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿屋体育大学学則（平成 1 6 年規則第 2 号。以下「学則」という。）第 6 2 条の規定に基づき、学生の表彰について定める。

(表彰の対象者)

第 2 条 表彰は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における学業の成果が特に優れていると認められる者
- (2) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる個人又は団体
- (3) 本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他特に表彰に値すると学長が認めた者

(欠格条項)

第 3 条 前条に定める表彰の対象者が、次の各号の一に該当するときは、表彰を受けることができない。

- (1) 本学の懲戒処分を受けた者
- (2) 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者
- (3) その他表彰することが適当でないと学長が認めた者

(表彰の推薦)

第 4 条 指導教員又は顧問教員等は、第 2 条各号の一に該当すると認められる者があった場合は、別紙様式「表彰者推薦書」により学長に推薦する。

(表彰の審議)

第 5 条 表彰の審議は、学則第 6 2 条に定める表彰に値する行為について、第 2 条第 1 号にあっては教務委員会で、同条第 2 号、第 3 号及び第 4 号にあっては学生委員会で認定した上で、教授会又は大学院体育学研究科委員会で行う。

(表彰状の授与等)

第 6 条 学長は、学則第 6 2 条の規定により表彰を決定したときは、表彰状を授与する。

2 前項の表彰状の授与にあわせて記念品を贈呈することができる。

第7条 表彰状の様式は、第2条第1号にあつては教務委員会で、同条第2号、第3号及び第4号にあつては学生委員会で作成する。

第8条 表彰状の授与は、原則として本学の開学記念日又は卒業証書授与式及び学位記授与式の日に行う。

(表彰の取消)

第9条 学長は、表彰を受けた者が第3条の各号の一に該当することとなった場合は、その表彰を取り消すことができる。

(事務)

第10条 表彰に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第11条 表彰に関しこの規則により難いときは、学生委員会で審議する。

附 則

この規則は、平成2年12月19日から施行する。

附 則 (平16.4.1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平21.2.19規則第2号)

この規則は、平成21年2月19日から施行する。

附 則 (平24.6.4規則第11号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平27.2.20規則第5号)

この規則は、平成27年2月20日から施行する。

附 則 (平31.4.19規則第21号) この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式

# 表 彰 者 推 薦 書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

推薦者氏名 \_\_\_\_\_ 印

推薦者氏名 \_\_\_\_\_ 印

鹿屋体育大学学生表彰規則第4条の規定に基づき、下記の者を適格者と認め推薦します。

記

1. 被推薦者名 \_\_\_\_\_ 課程（専攻） \_\_\_\_\_ 年

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2. 表彰区分 ・表彰規則第2条第 \_\_\_\_\_ 号

推薦の理由

---

---

---

---

---